人事・労務、助成金等のご案内

令和７年分の所得税から、一定の要件のもと、最大で基礎控除額が 48 万円から 95 万円に、給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引上げられました。これにより、所得税がかかるライン（課税ライン）は、103 万円から 160 万円になりました。これにより、「年収 103 万円の壁」といわれていた年収の壁の１つが撤廃されたことになります。

また、大学生年代（19 歳以上 23 歳未満）の子等がいる親等の税負担を軽減する仕組み「特定親族特別控除」が創設されたとともに、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件も改正されています。

今年の年末調整の変更点を確認していきます。

☑ 年末調整で所得税が還付される人が増えます。
☑ 年末調整のための所得の記載事項が増えます。
☑ 従業員の家族も含め、従業員に確認してもらうことが増えます。

※「基礎控除申告書」チェックポイント

・「給与所得控除」の最低保障額が引き上げられています。
　➡給与収入 190 万円以下の人の給与所得控除額が変わっています。見込み年収額をあらためて確認をした上で、給与所得の計算が必要です。
・「基礎控除」の額が、「合計所得金額」に応じて変わっています。
　➡基礎控除額が引上げられています。また、令和７年分、令和８年分の措置として、合計所得金額が 132 万円超 2,350 万円以下の人の基礎控除額額が段階的に変わっていますので、確認が必要です。

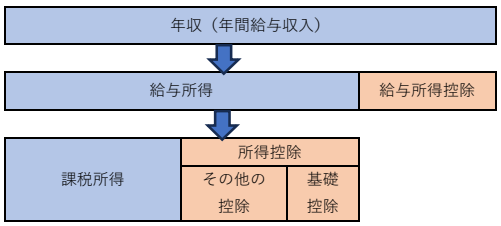

給与所得者の税額計算の大まかな流れは次のとおりです。

⑴ 年収（年間給与収入）から「給与所得控除」を引き、「給与所得」を求めます。
⑵ 「給与所得」から「基礎控除」等の「所得控除」を引き、「課税所得」を求めます。
⑶ 「課税所得」に税率（課税所得によって異なる税率が定められています）をかけて「税額控除」を計算します。

※「配偶者控除等申告書」チェックポイント

・「配偶者控除」、「配偶者特別控除」の区分に変更がないか、確認しましょう。
　➡配偶者の給与収入が 201 万 6,000 円未満の場合、一定の要件のもと「配偶者控除」または「配偶者特別控除」の適用を受けることができます。
　➡配偶者の合計所得金額に応じて、控除額の区分が細かくなっていますので、注意が必要です。

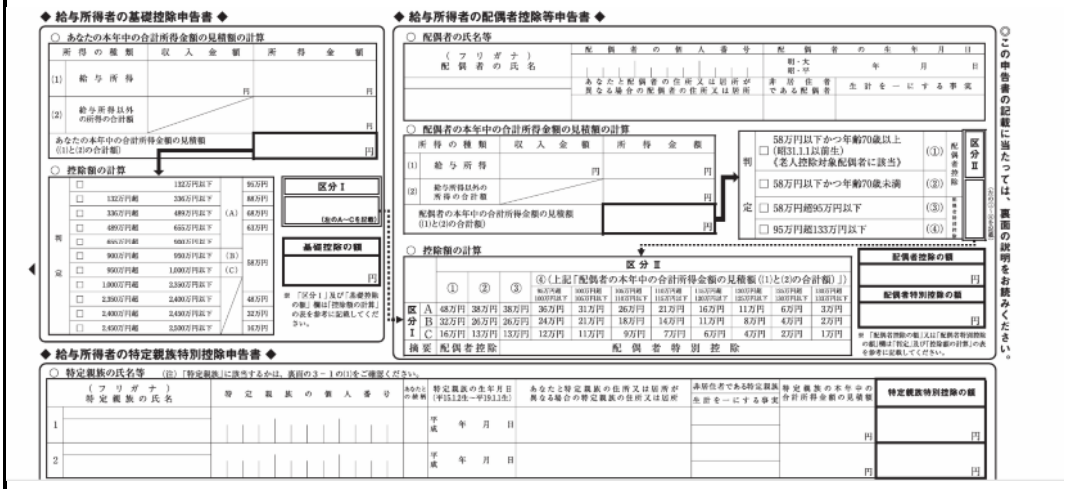
◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆
○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
○ 控除額の計算
区分Ⅰ
基礎控除の額

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆
○ 配偶者の氏名等
○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算
○ 控除額の計算
区分Ⅱ
区分Ⅲ
配偶者控除の額
配偶者特別控除の額

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆
○ 特定親族の氏名等
特定親族特別控除の額

※「特定親族特別控除申告書」チェックポイント

・　生計を一にする大学生年代（19 歳以上 23 歳未満）の子等がアルバイトをしている場合、その子等の給与収入が 123 万円以下であれば、その親等は「特定扶養控除」の適用が、給与収入 123 万円超 188 万円以下であれば「特定親族特別控除」の適用が受けられます（適用対象はその親等）
　➡子等の見込み年収額を確認し、どちらの控除が適用されるか確認しましょう。
　➡「特定親族特別控除」は、特定親族を扶養する親等の合計所得金額の制限が設けられていません。そのため、特定親族がいれば適用対象となります。
　➡子等の合計所得金額に応じて、控除額の判定が細かくなっていますので、注意が必要です。
・「特定親族特別控除」の適用を受ける場合、「特定親族特別控除申告書」の記載・提出が必要です。
　➡「19 歳以上 23 歳未満」とは、「その年 12 月 31 日」時点の年齢で判定します。
　➡夫婦共働き（いずれも年末調整の対象）で特定親族がいる世帯の場合、特定親族特別控除は夫婦のいずれか一方しか受けることができません。
　➡特定親族特別控除の適用がある従業員に対しては、「給与所得の源泉徴収票」に特定親族特別控除額等を記載する必要があります。